

承認酒類製造者であることを取りやめる旨の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 87 条第 4 項第 1 号の承認を受けている酒類製造者（承認酒類製造者）が、租税特別措置法第 87 条第 1 項の規定の適用を受けることをやめる場合（承認酒類製造者であることを取りやめる場合）に使用してください。
- 2 この届出書は、租税特別措置法施行令第 46 条の 7 の 2 第 3 項の規定により、承認の通知を受けた税務署長に提出してください。
- 3 【届出する税務署の管轄内に所在する製造場】には、「酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書」の「申請する税務署の管轄内に所在する製造場」欄に記載した製造場の所在地及び名称を記載してください。